

花巻市障がい者活躍推進計画

花巻市消防本部消防長

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 課題

消防本部は受験資格にいくつかの身体基準を設け、障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、また、障がいの有無にかかわらず、これまでも職員の事情には個別に柔軟な対応をしていることから、組織的な体制整備は特段行っていなかった。

3 目標

(1) 採用に関する目標

消防吏員については、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、障がいの有無に関わることなく、能力本位による公正な選考を行う。ただし、募集に当たっては職務の特殊性から、受験資格には従前どおり一定の身体基準を設ける。

【実雇用率】

花巻市の全機関を合算して法定雇用率を達成する。

令和6年6月1日時点 2.8%

(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：2.66%

(2) 定着率に関する目標

障がい者である職員の採用が行われた場合、又は在職中に障がい者となる職員が生じた場合、不本意な離職を生じさせない。

4 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備・障がい者雇用推進者として消防本部総務課課長補佐を選任する。

- ・選任された障がい者雇用推進者は、人事担当部署の責任者等を構成員とする「障がい者雇用推進チーム」へ参画する。
- ・障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。
- ・障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の採

用が行われた場合、又は在職中に障がい者となる職員が生じた場合は、消防本部総務課に障がい者である職員の相談窓口を設置し、文書による通知等を行い全職員に周知を図る。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・障がい者である職員の採用が行われた場合、又は在職中に障がい者となる職員が生じた場合において、身体障がい等により業務遂行が困難である場合などの相談があった場合は、労働関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
- ・市長部局の行う障がい者採用後の部署配置について、障がい者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じ配置を検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。
- ・なお、措置を講ずるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- ・採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫する。
- ・中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

5 その他

- ・毎年度策定する「花巻市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、総合的かつ計画的に推進することで、障がい者就労支援施設等への積極的な発注により、調達目標額の達成を図ることにより、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
- ・職員への障がい者雇用に対する意識啓発を推進する。